【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年６月29日
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　森下　勝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	―――――
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町２番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社高知銀行松山支店 （愛媛県松山市南堀端町５番地５） 株式会社高知銀行東京支店 （東京都千代田区岩本町３丁目10番７号） 株式会社高知銀行徳島支店 （徳島県徳島市東船場町２丁目32番地） 株式会社高知銀行大阪支店 （大阪府大阪市西区北堀江１丁目１番21号） 株式会社高知銀行高松支店 （香川県高松市築地町16番17）

（注）徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

１【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取森下勝彦は、当行の第136期（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

２【特記事項】

特記すべき事項はありません。